別紙５

立入検査後の指導基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指導命令の区分 | 内　　容 | 様式等 |
| 立入検査指導事項（行政指導） | 立入検査の結果により、法令違反とはいえないが医療機関の管理運営上改善が望ましい事項について、開設者、管理者等に対し指導すること。  なお、指導を行った事項については、改善結果等の報告を求めるものではないが、様式６を相手方にも交付し、次の立入検査の機会等に改善状況を確認すること。 | 様式６ |
| 医療従事者確保指導等通知  （行政指導） | 医療従事者の充足状況について、医療法の定めるところにより算定した必要従事者数及びその充足率等の状況を開設者又は管理者あて通知すること（立入検査後１ヶ月以内）。  　なお、充足率の算定に当たっては、別紙３に示す算定式によることとし、様式中現員が必要人員を上回っている場合における充足率は、１００％と記入する。  　また、様式中の職種欄に記載されている医師等以外の医療従事者が不足している場合にあっては、適宜当該医療従事者の必要人員等の状況を記入すること。 | 様式７ |
| 不適合事項通知  （行政指導） | 法令違反となる不適合事項について、開設者又は管理者あてに通知すること（監視後１ヶ月以内）。  （医療従事者の充足率に係る不適合事項については、医師又は看護職員については８０％以下、その他の職員については５０％以下の場合に通知すること。）  　なお、通知を行った不適合事項については、改善結果報告又は改善計画書の提出を求めること（提出期限は概ね３ヶ月以内に設定する）。 | 様式８ |
| 改善勧告  （行政指導） | ①不適合事項通知をもって指導した事項について必要な報告を求めたにもかかわらず報告書等の提出がない場合、②改善計画書を提出したにもかかわらず改善の努力が全く見受けられない場合、③２年連続して同一項目について不適合と判定され、改善の努力が見受けられず、施設指導上特に改善が必要な事項であると保健所長が判断する場合に、開設者又は管理者あてにすみやかに改善するよう勧告すること。  　なお、勧告を行った不適合事項については、改善結果の報告を求めること（報告期限は概ね２ヶ月以内）。 | 様式９ |
| 改善命令等  （行政処分） | 改善勧告に応じた改善若しくは改善の努力がなされず、又は報告がなされない場合で、医療法第２４条第１項に定める要件に該当する場合は、その規定に基づき開設者に対して施設使用制限命令等の処分を行うこと。 | 埼玉県公文例規程による |